

違反対象物公表制度

平成30年10月1日から重大な消防法令違反の建物を鶴岡市のホームページで公表します！

● 違反対象物の公表制度とは？

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防署が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反のある建物を鶴岡市のホームページにより公表する制度のことです。

● 公表対象となる建物は？

飲食店や物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

● 公表の対象となる違反は？

建物に設置を義務づけられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が

- ① 設置されていないこと
- ② 設置義務がある床面積の2分の1を超えて未設置であること
- ③ 設置されていても主たる機能が喪失している（本来の機能が損なわれている）こと

● 公表までの流れ



建物関係者のみなさまへ



所有・管理する建物が次のような変更を行う場合は、事前に消防本部予防課へご相談ください。

- ▶ 飲食店、物品販売店、社会福祉施設等の用途が新たに入る場合
- ▶ 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合

※このような変更により、建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が必要となることがあります。

鶴岡市消防本部

問合せ先 鶴岡市消防本部予防課 0235-22-8332